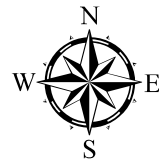


# 渦井川水系渦井川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）



**凡 例**

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3m未満の区域
- 3m～5m未満の区域
- 5m～10m未満の区域

家屋倒壊等氾濫想定区域

- 洪水氾濫
- 河岸侵食
- 市町界
- 水位周知区間

**1 説明文**

(1) この図は、渦井川水系渦井川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、家屋倒壊等氾濫想定区域を表示した図面です。  
 なお、浸水継続時間を表示した図面は別図としています。

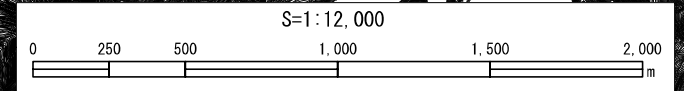
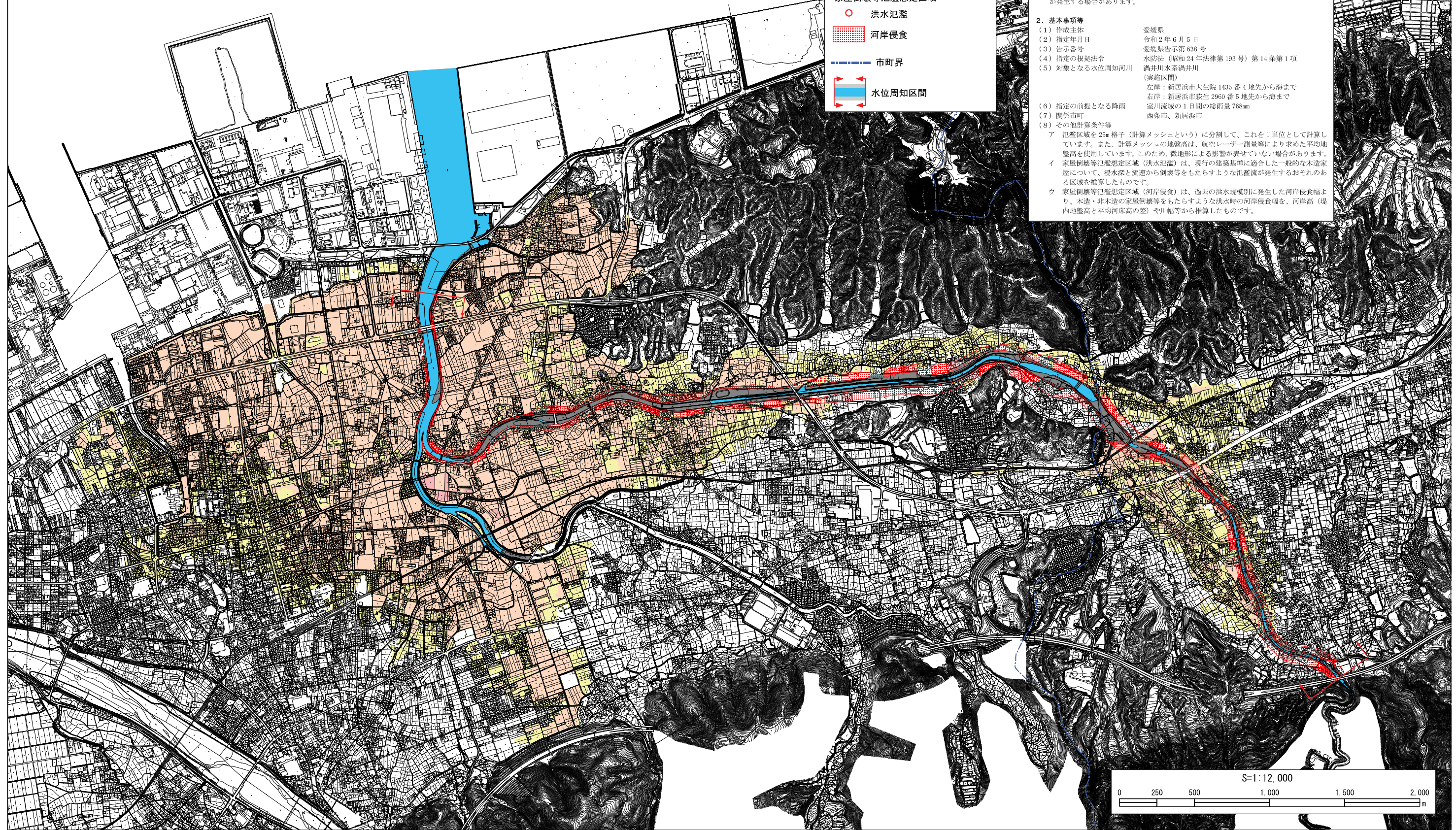
(2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の渦井川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により渦井川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、渦井川の河岸侵食や渦井川が氾濫した場合の氾濫流により、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、(3)の影響に加え、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域以外でも家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

**2. 基本事項等**

(1) 作成主体	愛媛県
(2) 指定年月日	令和2年6月5日
(3) 告示番号	愛媛県告示第638号
(4) 指定の根拠法令	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 対象となる水位周知河川	渦井川水系渦井川 （実施区間） 左岸：新居浜市大生院1435番4地先から海まで 右岸：新居浜市蔵生2960番5地先から海まで
(6) 指定の前提となる降雨	室川流域の1日間の総雨量768mm
(7) 関係市町	西条市、新居浜市
(8) その他計算条件等	ア 氾濫区域を25m格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は、航空レーザー測量等により求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。 イ 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）は、現行の建築基準に適合した一般的な木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したものです。 ウ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や川幅等から推算したものです。



※新居浜市域の地図について「この地図の作成に当たっては、新居浜市作成02.500分の1を使用しました。（測量法第44条に基づく成果使用承認 令和元年新居第183号）」